

社会保険ひろしま

第847号

- 被保険者の70歳到達時における資格喪失などの手続きが不要になります
- 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに
- 子ども・子育て拠出金率が改定される予定です
- 現物給与の価格が改定されます
- その他 出張相談所開設のご案内（4月） 他
- 平成31年度の保険料率について（広島支部）
- 年に一度は必ず健診を受けましょう！
- 傷病手当金・出産手当金の支給金額算出方法の一部変更について
- 保険証の回収のご協力について
- 任意継続制度について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

平成31年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		53,121	52,510
船舶所有者数		281	345
被保険者数	男性	512,431人	383,776人
	女性	308,405人	252,908人
	船員	3,232人	3,304人

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

被保険者の70歳到達時における資格喪失などの手続きが不要になります

厚生年金保険法施行規則の一部が改正され、在職中に70歳に到達し、70歳到達日以降も引き続き同一の事業所に同一の報酬で使用される被保険者につきまして、これまでは届出が必要でしたが、平成31年4月1日からは届出を不要とし、事業主の事務負担の軽減を図ります。

ただし、70歳到達前後で、異なる報酬で使用される場合は、引き続き5日以内に「厚生年金保険被保険者資格喪失届 70歳以上被用者該当届」の届出が必要です。

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに (協会管掌健康保険加入事業所の事業主さまへ)

平成30年10月から「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりましたが、身分関係(続柄)の確認において記載不備を理由とした返戻が多くなっているため、改めて以下の取扱いについてご留意ください。

〔留意事項〕

身分関係の確認のための添付書類は、

ア) 事業主が、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄

「**続柄確認済み**□」に**チェックマーク(✓)**が付されている。

イ) 届書に被保険者及び扶養認定を受ける方の**マイナンバー**が記載されている。

上記ア)、イ)の要件を**いずれも満たすと添付を省略することができます。**

※事務手続きの周知のため、本年1月にリーフレットと届出用紙を送付いたしました。

届出用紙を同封したことから、多くの事業主様から「改めての手続きは必要か」などのお問い合わせをいただきましたが、**すでに被扶養者に認定されている方については、改めて手続きの必要はありません。**

ご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

子ども・子育て拠出金率が改定される予定です

平成31年4月分(平成31年5月31日納期限)から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、1,000分の3.4(0.34%)に改定される予定です。

※平成31年3月分(平成31年5月7日納期限)までの子ども・子育て拠出金率は1,000分の2.9(0.29%)です。

現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)のうち、食事で支払われる報酬等に係る価額が改定され、平成31年4月1日より適用される予定です。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」中の「平成31年4月1日より「現物給与価額(食事)」が改定されます。」をご覧ください。

*各内容の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（4月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 (4月30日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	4月10日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (4月30日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	尾道市市民会館 (旧：尾道市公会堂別館)	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (4月29日、30日は 祝日のため開催しません。)	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	4月18日(木)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	4月17日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。

ご予約いただくと ①お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
②ご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00(月~金曜日)に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	年金事務所
広島南年金事務所(広島市南区皆実町1-4-35) (平成31年4月から会場が「広島南年金事務所」に 変更になります。)	4月25日(木) 13:30~16:00	広島東年金事務所 広島南年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル

日本年金機構 広島広域事務センター

※広島広域事務センターは、来訪及び電話相談等の窓口はございません。届出書類等に関するお問い合わせは、
管轄の年金事務所(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> に掲載)へお願いします。

◆ 手話による年金相談のご案内

会場	日時
広島東年金事務所	4月10日(水)
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日(13時~16時)は事前申し込みにより、県内の事務所で手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

平成31年度の保険料率について(広島支部)

平成31年度の協会けんぽ広島支部の健康保険料率は、10.00%で据え置きとなりました。医療費が増加傾向のなか、事業主・加入者の皆様が、健康への取り組みや医療費の適正化にご尽力いただいたことが、保険料率の上昇を抑制したものと考えられます。

広島支部においては、引き続き皆様の健康づくりを支援する各事業の推進や、医療費適正化事業により保険料率の上昇を抑制できるよう努力して参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

	平成30年度	平成31年度
【健康保険料率】	10.00%	10.00%
【介護保険料率】	1.57%	1.73%

- 平成31年3月分(4月納付分)から変更となります。
- 介護保険料率は全国一律。



年に一度は必ず健診を受けましょう!

協会けんぽでは、ご本人様(被保険者)を対象とした「生活習慣病予防健診」、ご家族様(被扶養者)を対象とした「特定健診(特定健康診査)」の費用を補助しています。年度内(4月～3月)おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、ぜひ受診ください。

生活習慣病 予防健診

- 生活習慣病予防健診は、**35歳から74歳までのご本人様(被保険者)**が対象となります。
- ◆ 平成31年度健診案内(申込書・パンフレット等)…3月下旬から4月上旬に事業所様あてに送付します。
 - ◆ 申込方法…①パンフレット記載の生活習慣病予防健診実施機関一覧の中から健診機関を選び予約する。
②生活習慣病予防健診申込書を記入のうえ、協会けんぽへ郵送する。
 - ◆ 費用…健診機関により異なりますが、協会けんぽが費用のうち6～7割を補助し、最高でも7,038円の自己負担で受診できます。(※)

特定健診 (特定健康診査)

- 特定健診は、**40歳から74歳までのご家族様(被扶養者)**が対象となります。
- なお、健診機関によっては、お住まいの市町村のがん検診を同時に受診できます。
- ◆ 平成31年度健診案内(受診券・パンフレット等)…4月上旬にご自宅へ送付します。
 - ◆ 申込方法…①パンフレット記載の特定健診実施機関一覧の中から健診機関を選び予約する。
②受診券と保険証を健診機関に持参して受診する。
 - ◆ 費用…健診機関によって異なりますが、協会けんぽが費用を補助し、無料、もしくは有料でも370円または1,680円の自己負担で受診できます。(※)

※…消費税率が変更になった場合は、自己負担金額も変更となる場合があります。

傷病手当金・出産手当金の支給金額算出方法の一部変更について

資格取得後12ヶ月未満の方の支給金額算出方法が変更になります

平成31年4月～

支給開始日以前の被保険者期間が12ヶ月に満たない場合の標準報酬上限額が、28万円から30万円に変更になります。

- (1) 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の内平均額
- (2) 30万円

1日当たりの金額 (1)、(2)を比べて低い方の月額を用いて計算します…月額÷30日×(2/3)

※支給開始日が平成31年3月31日までの方は、従前どおり上限額は28万円になります。

保険証の回収のご協力について

保険証が使えるのは **退職日当日まで** です。

「資格喪失届」「被扶養者(異動)届<削除>」には、必ず保険証を添付して日本年金機構へ提出してください。
保険証を返却されず、無効な保険証で医療機関に受診された場合、被保険者に医療費(協会けんぽ負担分)の返還請求を行います。

無資格受診は保険料率上昇の要因になります。

資格を喪失をした保険証で、医療機関等に受診(無資格受診)されると、協会けんぽは本来支払う必要のない医療費を支払うこととなります。無資格受診を防ぐことは、保険料率上昇の抑制につながるため、保険証の確実な回収にご協力をお願いいたします。



任意継続制度について

退職や、労働時間の短縮等によって、協会けんぽの被保険者の資格を喪失した後も、一定要件のもとに個人で継続して加入できる制度です。

任意継続被保険者となるための要件

- ① 退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間があること。
- ② 退職日の翌日から**20日以内**に、当協会へ申出書を提出(郵便の場合必着)すること。

任意継続保険料について

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。原則、**退職前に納付されていた保険料の2倍**になります。

※都道府県が変更となる場合は、保険料率が異なるため、倍にならない場合があります。

◆標準報酬月額には上限があり、平成31年4月分より**30万円**へ変更されます。

任意継続の申請の方法

「任意継続被保険者資格取得申出書」と添付書類(ご家族を扶養とする場合のみ)をご提出ください。

※「任意継続被保険者資格取得申出書」は、協会けんぽのホームページから印刷していただけます。

※添付書類は、状況に応じて収入が確認できる書類などが、別途必要です。詳しくはお住まいの都道府県の協会けんぽにお問い合わせください。

保険証について

保険証と初回納付書を同封してご郵送いたします。

※初回保険料が未納になると、加入された日に遡って健康保険の資格が取消となりますので、必ず期限までに納付をお願いいたします。

3月にご退職の方が多く、窓口はかなりの混雑が予想されます。郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

年金機構へのお手続きは早急をお願いいたします

日本年金機構への「被保険者資格喪失届」の提出が遅れると、任意継続の保険証発行が遅れますので、退職後早急にお手続きをお願いいたします。



お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行っております。ぜひご活用ください。



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。